

1 島根県の給与・定員管理等について

(1) 総括

ア 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成22年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 21年度の人件費率
平成22年度	人 718,218	千円 547,087,959	千円 4,323,132	千円 120,468,044	% 22.0	% 21.2

イ 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成22年度	人 13,075	千円 56,255,471	千円 10,667,438	千円 19,077,768	千円 86,000,677	千円 6,577	千円 7,098

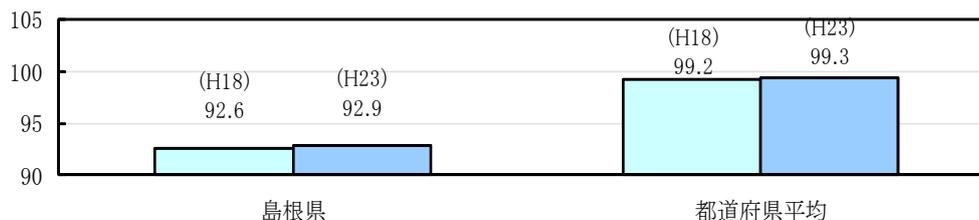
- (注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。
 2 「職員数」は、平成22年4月1日現在の人数である。

ウ 特記事項

現在、職員の給与については、知事等の給与の特例に関する条例（平成15年島根県条例第14号）及び職員の給与の特例に関する条例（平成15年島根県条例第15号）（以下これらを「特例条例」という。）に基づき、平成24年3月31日までの間、次のとおり減額措置を行っている。

区分	給料月額	給料月額を算出基礎とする諸手当(退職手当を除く。)へのはね返り
知事	25%	25%
副知事	20%	20%
常勤の監査委員	18%	18%
病院事業管理者	18%	18%
教育長	18%	18%
管理職手当受給者	10%、8%	10%、8%
上記以外の職員	6%	6%、3%

エ ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

オ 給与改定の状況

(ア) 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
平成22年度	円 370,200	円 380,965 (356,542)	円 ▲10,765 ▲2.83% (13,658) (3.83%)	% ▲0.25	% ▲0.10	% ▲0.23

- (注) 1 「民間給与」及び「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。
- 2 「公務員給与」及び「較差」の下段の()内は、特例条例による減額後の額及び率である。

(イ) 特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
平成22 年度	月 3.61	月 3.90 (3.67)	月 ▲0.29 (▲0.06)	月 ▲0.05	月 3.85 (3.85)	月 3.95

- (注) 1 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。
- 2 「公務員支給月数」及び「較差」の下段の()内は、特例条例による減額後の支給月数である。
- 3 「年間支給月数」の上段は管理職手当受給職員(以下「管理職員」という。)の年間支給月数であり、下段の()内は管理職手当非受給職員(以下「非管理職員」という。)の年間支給月数である。

(2) 一般行政職給料表の状況(平成23年4月1日現在)

(単位:円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1号給の 給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000	466,700
最高号給の 給料月額	243,700	309,200	356,400	390,100	402,500	424,600	458,400	480,500	540,300

(注) 給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

(3) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成23年4月1日現在)

(ア) 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
島根県	44.2歳	323,665円	387,844円	350,056円
国	42.3歳	327,205円	—	397,723円
都道府県平均	43.7歳	339,183円	425,668円	380,235円

(イ) 技能労務職

区分	公務員				民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A) (国ベース)	対応する民間の 類似職種	年齢	平均給与月額 (B)	
島根県	50.4歳	220人	340,310円	385,849円	360,925円	—	—	—
うち守衛	51.4歳	2人	338,917円	361,517円	348,700円	守衛	—	—
うち用務員	50.8歳	51人	342,126円	381,775円	361,267円	用務員	—	—
うち自動車運転手	52.2歳	27人	348,184円	393,298円	370,233円	自家用乗用自動車運転手	49.7歳	260,117円
うち電話交換手	56.3歳	4人	376,338円	431,637円	398,325円	電話交換手	—	—
国	49.5歳	3,689人	283,862円	—	321,662円	—	—	—
都道府県平均	—	—	—	—	—	—	—	—

(ウ) 高等学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
島根県	44.0歳	365,407円	414,210円
都道府県平均	44.8歳	386,168円	447,080円

(エ) 小・中学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
島根県	45.3歳	367,130円	410,404円
都道府県平均	43.9歳	372,838円	426,886円

(オ) 警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
島根県	39.9歳	312,797円	423,249円	338,353円
国	41.2歳	316,868円	—	367,972円
都道府県平均	39.4歳	324,966円	477,711円	370,694円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成23年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当等のすべての諸手当の額を合計したものであり、「地方公務員給与実態調査」において明らかにされているものである。
- また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。
- 3 民間データは、島根県人事委員会が行った「平成22年職種別民間給与実態調査」において公表されているデータを使用している。
- 4 職種別民間給与実態調査における調査対象従業員は、常時勤務する従業員のうち、期間を定めず雇用されている者とし、臨時の者を除いている。

【参考】

職 種	民 間				参 考		
	対応する民間の類似 職種	平均年齢	平均給与月額 (C)	A/C	年収ベース(試算値)の比較		
					公務員 (D)	民間 (E)	D/E
島根県	—	—	—	—	—	—	—
うち守衛	守衛	52.9歳	227,200円	1.59	5,800,150円	3,246,800円	1.79
うち用務員	用務員	53.8歳	209,700円	1.82	6,043,861円	2,943,200円	2.05
うち自動車運転手	自家用乗用自動車運転手	50.2歳	248,500円	1.58	6,239,962円	3,349,100円	1.86
うち電話交換手	—	—	—	—	—	—	—

- (注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成20年~22年の3か年平均)。なお、用務員については、都道府県別のデータが公表されていないため、全国計のデータを記載している。
- 2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較に当たっては、用務員は賃金構造基本統計調査における「用務員」、自動車運転手は賃金構造基本統計調査における「自家用乗用自動車運転手」、守衛は賃金構造基本統計調査における「守衛」と比較しているが、年齢、業務内容等が完全に一致しているものではない。また、雇用形態についても、民間データには日々又は1か月以内の期間を定めて雇用されている者のうち、1か月に18日以上雇用されたもの等、いわゆる非正規雇用の者も含まれている。
- 3 年収ベースの「公務員(D)」及び「民間(E)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当の額、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

イ 職員の初任給の状況（平成23年4月1日現在）

区 分		島根県	国
一般行政職	大学卒	172,200円 (161,868円)	172,200円
	高校卒	140,100円 (131,694円)	140,100円
技能労務職 (免許職)	高校卒	152,600円 (143,444円)	—
技能労務職 (非免許職)	高校卒	146,700円 (137,898円)	—
高等学校教育職	大学卒	192,800円 (181,232円)	—
小・中学校教育職	大学卒	192,800円 (181,232円)	—
警 察 職	大学卒	197,200円 (185,368円)	200,000円
	高校卒	164,700円 (154,818円)	158,100円

(注) 「島根県」の下段の()内は、特例条例による減額後の額である。

ウ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成23年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	251,257円	284,503円	339,318円
	高校卒	199,662円	249,523円	286,912円
技能労務職	高校卒	— 円	239,512円	288,251円
高等学校教育職	大学卒	278,027円	323,717円	359,103円
小・中学校教育職	大学卒	283,681円	326,480円	352,914円
警 察 職	大学卒	269,300円	322,830円	360,525円
	高校卒	237,970円	271,597円	322,740円

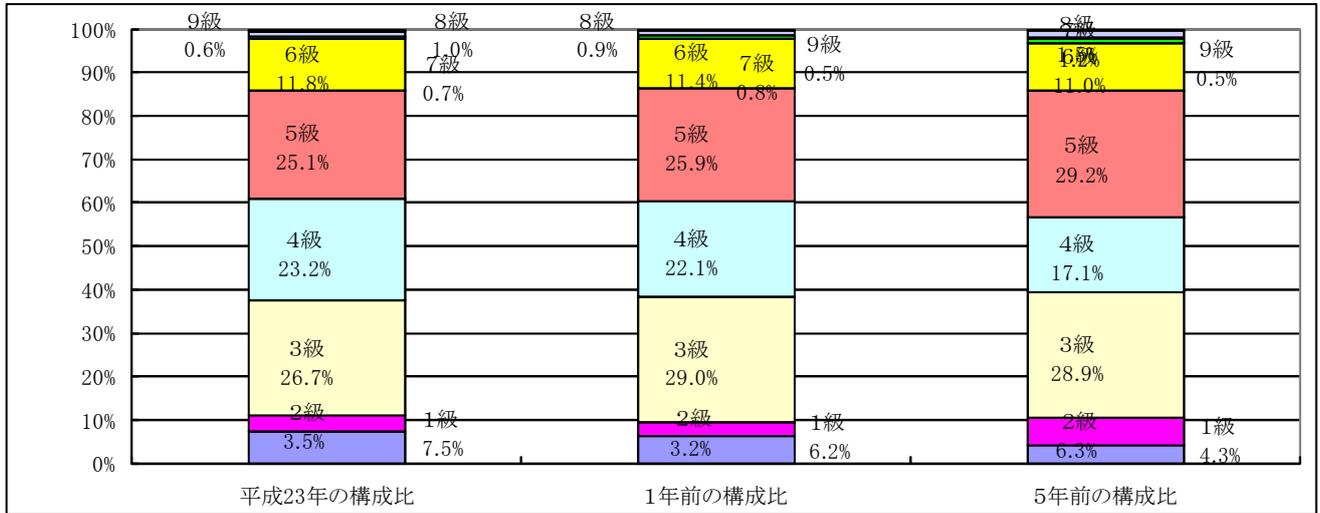
(4) 一般行政職の級別職員数等の状況

ア 一般行政職の級別職員数の状況（平成23年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事、技師	276 人	7.5 %
2 級	主任主事、主任技師	128 人	3.5 %
3 級	主任	978 人	26.7 %
4 級	企画員	848 人	23.2 %
5 級	グループリーダー	918 人	25.1 %
6 級	課長	431 人	11.8 %
7 級	課長	25 人	0.7 %
8 級	次長	37 人	1.0 %

9 級	部長	22 人	0.6 %
-----	----	------	-------

- (注) 1 「標準的な職務内容」とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。
 2 「職員数」は、職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）に基づく給料表の級区分による職員数である。



イ 昇給への勤務成績の反映状況

所属長からの内申書に基づき、5段階の区分で昇給を決定している。

(5) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

島 根 県	国
1人当たり平均支給額（平成22年度） 1,469千円	—
（平成22年度支給割合） 期末手当 2.50月分（管理職員） 2.50月分（非管理職員） (1.35)月分 勤勉手当 1.35月分 (0.70)月分	（平成22年度支給割合） 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35月分 (0.65)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

- 勤務成績の評定の実施状況
平成17年6月から管理職を対象とした業績等に基づく人事評価を実施している。
- 勤勉手当への勤務実績の反映状況
管理職については、平成18年6月期から人事評価の結果に基づき相対区分処理を行い、直近の勤勉手当支給時に区分に応じて成績率（支給月数）を決定している。

相対区分	分布割合	成績率（支給月数） ※6月期、12月期とも	
		部次長級	課長級
I	10%以内	0.96月	0.79月
II	30%以内	0.91月	0.725月
III	60%以内	0.86月	0.66月
不良	—	0.86月以下	0.66月以下

イ 退職手当（平成23年4月1日現在）

島	根	県	国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2~20%加算)			定年前早期退職特例措置(2~20%加算)		
1人当たり平均支給額					
	6,557千円	27,251千円			

(注) 「1人当たり平均支給額」は、平成22年度に退職した職員に支給された退職手当の平均額である。

ウ 地域手当（平成23年4月1日現在）

支給実績（平成22年度）		48,186千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成22年度）		719,200円	
支給対象地域・職種	支給対象職員数	支給率	国の制度（支給率）
東京都（特別区）	20人	18%	18%
茨城県つくば市	1人	12%	12%
大阪府大阪市	11人	15%	15%
愛知県名古屋市	1人	12%	12%
広島県広島市	9人	10%	10%
岡山県岡山市	1人	3%	3%
上記以外の市町村	12,936人	0%	0%
医師・歯科医師	40人	15%	15%
平均支給率		15.0%	15.0%

(注) 「国の制度（支給率）」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

エ 特殊勤務手当（平成23年4月1日現在）

支給実績（平成22年度）	542,258千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成22年度）	76,514円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成22年度）	54.2%
手当の種類（手当数）	59
代表的な手当の名称	支給職員数の多い手当
	教員特殊業務手当
	教育業務連絡指導手当
	捜査特別手当
	夜間特殊業務手当（警察業務）
	死体取扱手当
	支給額の多い手当
	教員特殊業務手当
	教育業務連絡指導手当
	夜間特殊業務手当（警察業務）
捜査特別手当	
警ら手当	

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成22年度）	2,308,426千円
職員1人当たり平均支給年額（平成22年度）	177千円
支給実績（平成21年度）	2,298,312千円
職員1人当たり平均支給年額（平成21年度）	176千円

カ その他の手当（平成23年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（平成22年度）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成22年度）
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 6,500円 配偶者のない場合の1人 11,000円 特定期間（満16歳年度初めから満22歳年度末まで）の子の加算 5,000円	同じ	—	千円 1,783,411	円 234,351
住居手当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 家賃23,000円を超える場合 11,000円+1/2×(家賃-23,000円)	同じ	—	千円 605,320	円 268,911
通勤手当	交通機関利用者 定期券又は回数乗車券等の価額 最高支給限度額 55,000円 交通用具使用者 2キロ～78キロ以上 2,100円～42,600円 自動四輪車以外の場合は半額	異なる	交通用具の区分及び距離の区分が異なる。	千円 1,221,058	円 107,544
単身赴任手当	支給額 23,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算（距離により4,000円～45,000円）	異なる	加算額が異なる（国：距離により6,000円～45,000円）。	千円 275,218	円 332,389
初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額(月額) 5,000円～410,900円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	千円 67,930	円 1,698,256
管理職手当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額 支給額 41,600円～130,300円		国：俸給の特別調整額として支給	千円 754,679	円 516,549
特勤手当	離島その他の生活の不便な地に所在する特勤公署に勤務する職員に支給 支給額（特勤公署異動時の給料及び扶養手当の月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額×1/2）×4%～16%	同じ	—	千円 190,118	円 440,087
特勤手当に準ずる手当	特勤公署又は準特勤公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2%～6%	同じ	—	千円 107,476	円 185,303
へき地手当	へき地学校等に勤務する教職員に支給 支給額 給料及び扶養手当の月額×4%～25%			千円 362,433	円 375,579
へき地手当に準ずる	へき地学校、へき地学校に準ずる学校等に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給			千円 47,166	円 154,644

る手当	支給額 給料及び扶養手当の月額×2%~4%				
定時制通信教育手当	高等学校で定時制又は通信制の課程の教育に従事する教育職員に支給(実績に基づき支給) 支給額 定時制(夜間) 1日 900円 通信制(日曜日) 1日 2,400円			千円 10,837	円 133,791
産業教育手当	高等学校の農業、水産又は工業に関する実習授業等に従事する教育職員に支給(実績に基づき支給) 支給額 実習を伴う授業 授業1時間 300円 週休日等に行われる業務 1日 600円又は1200円			千円 26,296	円 102,319
義務教育等教員特別手当	小・中・高・特別支援学校に勤務する教育職員に支給 最高支給限度額 8,000円			千円 757,177	円 95,785
休日勤務手当	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×135/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 158,992	円 74,053
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×25/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 57,236	円 40,795
宿日直手当	支給額(勤務1回につき) 2,100円~30,000円	同じ	—	千円 444,960	円 164,313
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した管理職員に支給 支給額(勤務1回につき) 4,000円~12,000円 (実働時間が6時間を超える場合6,000円~18,000円)	同じ	—	千円 12,587	円 71,517
農林漁業普及指導手当	農・林・水産業等に関する専門の事項について、調査研究を行う職員並びに技術及び知識の普及指導を行う職員に支給 支給額 給料月額×6/100			千円 38,255	円 178,761
災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧のため国又は他の地方公共団体等から派遣された職員に支給 支給額(1日につき) 3,970円~6,620円				実績なし 実績なし
武力攻撃災害等派遣手当	武力攻撃事態等に至った際、国民保護のための措置の実施のため国又は他の地方公共団体等から派遣された職員に支給 支給額(1日につき) 3,970円~6,620円				実績なし 実績なし

(6) 特別職の報酬等の状況(平成23年4月1日現在)

区分			給料月額等
給料	知事		960,000円 (1,280,000円)
	副知事		800,000円 (1,000,000円)
報酬	議長		768,000円 (960,000円)
	副議長		709,750円 (835,000円)
	議員		654,500円 (770,000円)
期末手当	知事		(平成22年度支給割合) 2.90月分
	副知事		(平成22年度支給割合) 2.90月分
	議長		(平成22年度支給割合) 2.90月分
	副議長		(平成22年度支給割合) 2.90月分

区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 24	人 369	人 833	人 911	人 1,233	人 1,658	人 1,758	人 1,806	人 2,112	人 1,984	人 1,369	人 53	人 14,110

ウ 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政		3,795	3,717	3,617	3,503	3,441	3,405	▲390(▲10.3%)
教育		8,277	8,026	7,945	7,858	7,853	7,819	▲458(▲5.5%)
警察		1,751	1,778	1,764	1,781	1,782	1,796	45(2.7%)
消防								
普通会計計		13,823	13,521	13,326	13,142	13,076	13,020	▲803(▲5.8%)
公営企業等会計計		981	962	962	1,039	1,070	1,090	109(11.1%)
総合計		14,804	14,483	14,288	14,181	14,146	14,110	▲694(▲4.7%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

(8) 公営企業職員の状況

ア 企業局

(ア) 総括

a 企業局職員給与の特記事項

現在企業局職員の給与については、島根県企業局職員の給与の特例に関する規程(平成15年島根県公営企業管理規程第3号)に基づき、平成24年3月31日までの間、次のとおり減額措置を行っている。

区 分	給 料 月 額	給料月額を算出基礎とする諸手当(退職手当を除く。)へのはね返り
管理職手当受給者	10%、8%	10%、8%
上記以外の職員	6%	6%、3%

b 定員適正化目標

平成17年度策定の「企業局経営計画」の中で、平成22年までに10%程削減する計画について達成した。

(イ) 水道事業

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成21年度の総費 用に占める職員給 与費比率
平成22 年度	千円 846,887	千円 91,613	千円 220,020	% 26.0	% 25.4

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成22 年度	人 28	千円 109,982	千円 22,926	千円 40,538	千円 173,446	千円 6,195	千円 7,251

(注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。

2 「職員数」は、平成23年3月31日現在の人数である。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成23年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
水道事業	42.8歳	329,869円	516,208円
(参考) 一般行政職	44.1歳	336,510円	498,384円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

島根県（水道事業）		島根県	
1人当たり平均支給額（平成22年度） 1,448千円		1人当たり平均支給額（平成22年度） 1,469千円	
（平成22年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.50月分（管理職員） 1.35月分 2.50月分（非管理職員） (1.35)月分 (0.70)月分		（平成22年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.50月分（管理職員） 1.35月分 2.50月分（非管理職員） (1.35)月分 (0.70)月分	
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当（平成23年4月1日現在）

島根県（企業局職員）			島根県		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		
1人当たり平均支給額		29,282千円	1人当たり平均支給額		6,557千円 27,251千円

(注) 「島根県（企業局職員）」の「1人当たり平均支給額」は、平成20年度から平成22年度までの間に勸奨又は定年により退職した水道事業、工業用水道事業及び電気事業職員に支給された退職手当の平均額である。「島根県」の「1人当たり平均支給額」は、平成22年度に退職した全職種の職員の退職手当の平均額である。

(c) 地域手当（平成23年4月1日現在）

支給対象なし

(d) 特殊勤務手当（平成23年4月1日現在）

支給総額（平成22年度）	420千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成22年度）	28,000円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成22年度）	53.6%
手当の種類（手当数）	4
手当の名称	特殊現場作業従事手当 水質検査業務従事手当 用地等交渉手当 夜間特殊業務手当

(e) 時間外勤務手当

支給実績（平成22年度）	6,786千円
職員1人当たり平均支給年額（平成22年度）	308千円
支給実績（平成21年度）	6,825千円
職員1人当たり平均支給年額（平成21年度）	310千円

(f) その他の手当（平成23年4月1日現在）

	国の制	国の制度と	支給実績	支給職員1人当たり平均支給年
--	-----	-------	------	----------------

手当名	内容及び支給単価	度との異同	異なる内容	(平成22年度)	額 (平成22年度)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 6,500円 配偶者のない場合の1人 11,000円 特定期間(満16歳年度初めから満22歳年度末)の子の加算 5,000円	同じ	—	千円 5,481	円 274,025
住居手当	借家・借同居住者 家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 家賃23,000円を超える場合 11,000円+1/2×(家賃-23,000円)	同じ	—	千円 1,458	円 291,600
通勤手当	交通機関利用者 定期券又は回数乗車券等の価額 最高支給限度額 55,000円 交通用具使用者 2キロ～78キロ以上 2,100円～42,600円 自動四輪車以外の場合は半額	異なる	交通用具の区分及び距離の区分が異なる。	千円 3,937	円 157,484
単身赴任手当	支給額 23,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算(距離により4,000円～45,000円)	異なる	加算額が異なる(国:距離により6,000円～45,000円)。	千円 348	円 348,000
初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額(月額) 5,000円～410,900円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	実績なし	実績なし
管理職手当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額 支給額 41,600円～130,300円		国:俸給の特別調整額として支給	千円 3,321	円 553,480
特勤手当	離島その他の生活の不便な地に所在する特勤公署に勤務する職員に支給 支給額(特勤公署異動時の給料及び扶養手当の月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額×1/2)×4%～16%	同じ	—	実績なし	実績なし
特勤手当に準ずる手当	特勤公署又は準特勤公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2%～6%	同じ	—	実績なし	実績なし
休日勤務手当	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×135/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 715	円 51,082
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×25/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 460	円 65,725
宿日直手当	支給額(勤務1回につき) 2,100円～30,000円	同じ	—	実績なし	実績なし
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した管理職員に支給 支給額(勤務1回につき) 4,000円～12,000円 (実働時間が6時間を超える場合6,000円～18,000円)	同じ	—	実績なし	実績なし

	(円)				
--	-----	--	--	--	--

(ウ) 工業用水道事業

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成21年度の総費 用に占める職員給 与費比率
平成22 年度	千円 195,294	千円 ▲28,672	千円 47,697	% 24.4	% 21.7

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成22 年度	人 6	千円 20,995	千円 6,192	千円 7,572	千円 34,758	千円 5,793	千円 6,668

(注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。

2 「職員数」は、平成23年3月31日現在の人数である。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成23年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
工業用水道事業	38.7歳	312,480円	482,775円
(参考) 一般行政職	44.1歳	336,510円	498,384円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

島根県（工業用水道事業）		島 根 県	
1人当たり平均支給額（平成22年度） 1,262千円		1人当たり平均支給額（平成22年度） 1,469千円	
(平成22年度支給割合) 期末手当 2.50月分（管理職員） 2.50月分（非管理職員） (1.35)月分		(平成22年度支給割合) 期末手当 2.50月分（管理職員） 2.50月分（非管理職員） (1.35)月分	
勤勉手当 1.35月分 (0.70)月分		勤勉手当 1.35月分 (0.70)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当（平成23年4月1日現在）

島根県（企業局職員）			島 根 県		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		
1人当たり平均支給額 29,282千円			1人当たり平均支給額 6,557千円 27,251千円		

(注) 「島根県（企業局職員）」の「1人当たり平均支給額」は、平成20年度から平成22年度までの間に勸奨又は定年により退職した水道事業、工業用水道事業及び電気事業職員に支給された退職手当の平均額である。「島根県」の「1人当たり平均支給額」は、平成22年度に退職した全職種の職員の退職手当の平均額である。

(c) 地域手当（平成23年4月1日現在）

支給対象なし

(d) 特殊勤務手当（平成23年4月1日現在）

支給総額（平成22年度）	445千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成22年度）	89,000円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成22年度）	62.5%
手当の種類（手当数）	4
手当の名称	特殊現場作業従事手当 水質検査業務従事手当 用地等交渉手当 夜間特殊業務手当

(e) 時間外勤務手当

支給実績（平成22年度）	1,340千円
職員1人当たり平均支給年額（平成22年度）	223千円
支給実績（平成21年度）	1,921千円
職員1人当たり平均支給年額（平成21年度）	320千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(f) その他の手当（平成23年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（平成22年度）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成22年度）
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 6,500円 配偶者のない場合の1人 11,000円 特定期間（満16歳年度初めから満22歳年度末まで）の子の加算 5,000円	同じ	—	千円 1,386	円 277,200
住居手当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 家賃23,000円を超える場合 11,000円+1/2×(家賃-23,000円)	同じ	—	千円 324	円 324,000
通勤手当	交通機関利用者 定期券又は回数乗車券等の価額 最高支給限度額 55,000円 交通用具使用者 2キロ～78キロ以上 2,100円～42,600円 自動四輪車以外の場合は半額	異なる	交通用具の区分及び距離の区分が異なる。	千円 821	円 164,160
単身赴任手当	支給額 23,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算（距離により4,000円～45,000円）	異なる	加算額が異なる（国：距離により6,000円～45,000円）。	千円 372	円 372,000
初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額(月額) 5,000円～410,900円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	実績なし	実績なし
管理職手当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額 支給額 41,600円～130,300円		国：俸給の特別調整額として支給	実績なし	実績なし
特勤手当	離島その他の生活の不便な地に所在する特勤公署に勤務する職員に支給 支給額（特勤公署異動時の給料及び扶養手当の月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額	同じ	—	実績なし	実績なし

	×1/2)×4%~16%				
特 地 勤 務 手 当 に 準 ず る 手 当	特地公署又は準特地公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2%~6%	同じ	—	実績なし	実績なし
休 日 勤 務 手 当	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×135/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 758	円 189,405
夜 間 勤 務 手 当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×25/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 747	円 186,727
宿 日 直 手 当	支給額(勤務1回につき) 2,100円~30,000円	同じ	—	実績なし	実績なし
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した管理職員に支給 支給額(勤務1回につき) 4,000円~12,000円 (実働時間が6時間を超える場合6,000円~18,000円)	同じ	—	実績なし	実績なし

(エ) 電気事業

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成21年度の総費 用に占める職員給 与費比率
平成22 年度	千円 1,502,009	千円 27,159	千円 393,783	% 26.2	% 29.7

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成22 年度	人 48	千円 183,770	千円 38,152	千円 67,539	千円 289,461	千円 6,030	千円 6,635

(注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。

2 「職員数」は、平成23年3月31日現在の人数である。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成23年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
電気事業	43.8歳	339,200円	502,537円
(参考) 一般行政職	44.1歳	336,510円	498,384円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

島根県(電気事業)		島根県	
1人当たり平均支給額(平成22年度) 1,407千円		1人当たり平均支給額(平成22年度) 1,469千円	
(平成22年度支給割合) 期末手当	勤勉手当	(平成22年度支給割合) 期末手当	勤勉手当
2.50月分(管理職員)	1.35月分	2.50月分(管理職員)	1.35月分
2.50月分(非管理職員)		2.50月分(非管理職員)	
(1.35)月分	(0.70)月分	(1.35)月分	(0.70)月分

(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%
--	--

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当 (平成23年4月1日現在)

島根県 (企業局職員)			島根県		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)		
1人当たり平均支給額 29,282千円			1人当たり平均支給額 6,557千円 27,251千円		

(注) 「島根県 (企業局職員)」の「1人当たり平均支給額」は、平成20年度から平成22年度までの間に勸奨又は定年により退職した水道事業、工業用水道事業及び電気事業職員に支給された退職手当の平均額である。「島根県」の「1人当たり平均支給額」は、平成22年度に退職した全職種の職員の退職手当の平均額である。

(c) 地域手当 (平成23年4月1日現在)

支給対象なし

(d) 特殊勤務手当 (平成23年4月1日現在)

支給総額 (平成22年度)	1,530千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成22年度)	66,522円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成22年度)	50.0%
手当の種類 (手当数)	4
手当の名称	特殊現場作業従事手当 水質検査業務従事手当 用地等交渉手当 夜間特殊業務手当

(e) 時間外勤務手当

支給実績 (平成22年度)	15,053千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成22年度)	358千円
支給実績 (平成21年度)	16,131千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成21年度)	375千円

(f) その他の手当 (平成23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成22年度)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成22年度)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 6,500円 配偶者のない場合の1人 11,000円 特定期間 (満16歳年度初めから満22歳年度末まで) の子の加算 5,000円	同じ	—	千円 7,585	円 216,700
住居手当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 家賃23,000円を超える場合 11,000円+1/2×(家賃-23,000円)	同じ	—	千円 840	円 280,000
通勤手当	交通機関利用者 定期券又は回数乗車券等の価額 最高支給限度額 55,000円	異なる	交通用具の区分及び距離の区分が異なる。	千円 5,170	円 132,574

	交通用具使用者 2キロ～78キロ以上 2,100円～42,600円 自動四輪車以外の場合は半額				
単身赴任手当	支給額 23,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算（距離により4,000円～45,000円）	異なる	加算額が異なる（国：距離により6,000円～45,000円）。	千円 1,194	円 298,500
初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額(月額) 5,000円～410,900円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	実績なし	実績なし
管理職手当	給料表別・職務の級別・支給区分別の定額 支給額 41,600円～130,300円		国：俸給の特別調整額として支給	千円 3,822	円 636,917
特勤手当	離島その他の生活の不便な地に所在する特勤公署に勤務する職員に支給 支給額（特勤公署異動時の給料及び扶養手当の月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額×1/2）×4%～16%	同じ	—	実績なし	実績なし
特勤手当に準ずる手当	特勤公署又は準特勤公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2%～6%	同じ	—	実績なし	実績なし
休日勤務手当	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×135/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 1,548	円 96,768
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×25/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 1,410	円 66,077
宿日直手当	支給額(勤務1回につき) 2,100円～30,000円	同じ	—	実績なし	実績なし
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した管理職員に支給 支給額(勤務1回につき) 4,000円～12,000円 (実働時間が6時間を超える場合6,000円～18,000円)	同じ	—	実績なし	実績なし

イ 病院局

(7) 総括

a 病院局職員給与の特記事項

現在病院局職員の給与については、島根県病院局職員の給与の特例に関する規程（平成19年島根県病院局管理規程第7号）に基づき、平成24年3月31日までの間、次のとおり減額措置を行っている。

区分	給料月額	給料月額を算出基礎とする諸手当(退職手当を除く。)へのはね返り
管理職手当受給者	10%、8%	10%、8%
上記以外の職員	6%	6%、3%

b 定員適正化目標

今後の医療情勢を踏まえ、より適切な医療を提供するために必要とする職員を、経営状況を勘案しながら適切に確保する。

(イ) 病院事業

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成21年度の総費 用に占める職員給 与費比率
平成22 年度	千円 20,477,208	千円 139,226	千円 8,300,253	% 40.5	% 39.4

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成22 年度	人 966	千円 3,491,062	千円 1,613,649	千円 1,184,160	千円 6,288,871	千円 6,510	千円 7,255

(注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。

2 「職員数」は、平成23年3月31日現在の人数である。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成23年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
医 師	45.2歳	547,197円	1,313,586円
看 護 師	33.5歳	260,839円	393,487円
事務職員	41.1歳	314,487円	502,004円
(参考) 一般行政職	44.1歳	336,510円	498,384円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

c 職員の手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

島根県(病院事業)		島根県	
1人当たり平均支給額(平成22年度) 1,206千円		1人当たり平均支給額(平成22年度) 1,469千円	
(平成22年度支給割合) 期末手当	勤勉手当	(平成22年度支給割合) 期末手当	勤勉手当
2.50月分(管理職員)	1.35月分	2.50月分(管理職員)	1.35月分
2.50月分(非管理職員)		2.50月分(非管理職員)	
(1.35)月分	(0.70)月分	(1.35)月分	(0.70)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 15~25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 15~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(b) 退職手当(平成23年4月1日現在)

島根県(病院事業)			島根県		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~20%加算)		
1人当たり平均支給額 1,707千円 25,503千円			1人当たり平均支給額 6,557千円 27,251千円		

(注) 「島根県(病院事業)」の「1人当たり平均支給額」は、平成22年度に退職した病院事業職員に支給された退職手当の平均額である。「島根県」の「1人当たり平均支給額」は、平成22年度に退職した全職種の職員の退職手当の平均額である。

(c) 地域手当(平成23年4月1日現在)

支給実績（平成22年度）			101,776千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成22年度）			820,778円
支給対象地域・職種	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
医師・歯科医師	15%	124人	0%
県内全市町村	0%	861人	0%

(d) 特殊勤務手当（平成23年4月1日現在）

支給総額（平成22年度）		316,998千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成22年度）		354,188円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成22年度）		92.9%
手当の種類（手当数）		13
手当の名称	有害物取扱手当 特殊現場作業従事手当 特殊自動車等運転手当 防疫作業等従事手当 死体取扱手当 精神保健業務手当 夜間特殊業務手当 放射線取扱業務等従事手当 機能回復訓練従事手当 医師手当 病院業務従事手当 航空業務従事手当 浄化槽管理業務従事手当	

(e) 時間外勤務手当

支給実績（平成22年度）	524,748千円
職員1人当たり平均支給年額（平成22年度）	543千円
支給実績（平成21年度）	492,204千円
職員1人当たり平均支給年額（平成21年度）	528千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(f) その他の手当（平成23年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（平成22年度）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成22年度）
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 6,500円 配偶者のない場合の1人 11,000円 特定期間（満16歳年度初めから満22歳年度末まで）の子の加算 5,000円	同じ	—	千円 66,421	円 196,513
住居手当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 家賃23,000円を超える場合 11,000円+1/2×(家賃-23,000円)	同じ	—	千円 99,647	円 260,175
通勤手当	交通機関利用者 定期券又は回数乗車券等の価額 最高支給限度額 55,000円 交通用具使用者 2キロ～78キロ以上 2,100円～42,600円 自動四輪車以外の場合は半額	異なる	交通用具の区分及び距離の区分が異なる。	千円 49,250	円 71,897
単身赴任手当	支給額 23,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算（距離により4,000円～45,000円）	異なる	加算額が異なる（国：距離により6,000円～45,000円）。	実績なし	実績なし
初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額(月額) 5,000円～410,900円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	千円 463,491	円 3,768,220
管理職	給料表別・職務の級別・支給区分別		国：俸給の特別	千円	円

手当	の定額 支給額 41,600円～146,400円		調整額として支給	26,226	672,474
特 地 勤 務 手 当	離島その他の生活の不便な地に所在する特地公署に勤務する職員に支給 支給額 (特地公署異動時の給料及び扶養手当の月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額×1/2)×4%～16%	同じ	—	実績なし	実績なし
特 地 勤 務 手 当 に 準 ず る 手 当	特地公署又は準特地公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2%～6%	同じ	—	実績なし	実績なし
休 日 勤 務 手 当	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×135/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 10,724	円 45,829
夜 間 勤 務 手 当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×25/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 77,262	円 120,534
宿 日 直 手 当	支給額(勤務1回につき) 2,100円～30,000円	同じ	—	千円 96,304	円 460,784
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した管理職員に支給 支給額 (勤務1回につき) 4,000円～12,000円 (実働時間が6時間を超える場合6,000円～18,000円)	同じ	—	千円 290	円 36,250